

2016年第3回定例会 本会議反対討論

私は日本共産党神奈川県議会議員団を代表し、知事から提案のありました議案の内、定県第89号議案、など7議案、請願第51号等に対する所管常任委員会の審査結果に反対の立場から討論を行います。

まず、定県第89号議案 2016年度一般会計補正予算第2号ですが、この中には県立保健福祉大学の公立大学法人移行準備費があります。地方独立行政法人法は、中期目標を定め、中期計画を作成し、評価委員会の評価を受けることを義務付けています。いわゆる評価は従来にはない要素で、短期的な成果を求めるに陥りがちです。基礎的な研究の存在は大学にとって不可欠です。それには、長期的な見通しの下に自由な発想を可能とする環境が必要です。大学の自治自立を阻害し、研究基盤を衰退させる独立行政法人化は問題です。

次に、横浜国際高校整備工事費の債務負担行為の設定があります。私たちは多様性の名で子どもたちを早期に選別する県立高校改革には反対です。教育施設の充実は本来歓迎されるべきですが、建設予定の新棟はバカロレア認定校の必須条件ではありません。文科省も「学校の事情によっては、より簡素で廉価な解決方法を探ることも可能である」としています。財政難を理由に他の県立高校の施設整備が大幅に遅れている一方で、国からスーパーグローバルハイスクールと指定され、すでに国費助成の充実した学校にさらに巨額の投資をすることは教育の機会均等の理念に反します。

同様に県立高校改革により、親しんだ学校の名前や校歌をも変えなければならない学科改変に伴い、県立高校の名称変更する定県第100号議案神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例には反対です。

次に定県第91号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例ですが、わが会派は住基ネットは、統一コードによる集中管理で個人情報の漏えい・不正利用の危険が高いな

どの問題を抱えており、廃止すべきものと考えていますので、その利用拡大には反対します。

次に、定県第 93 号議案 神奈川県県税条例の一部を改正する条例、水源環境保全税の延長についてです。水源環境の保全・再生施策は重要な課題です。しかし第三期かながわ水源環境保全再生実行 5 か年計画（案）では、治山事業や林業事業としてとりくむべきものなどが含まれています。こうした事業の推進は一般財源で対応すべきで、県民に負担増を求めるべきではありません。

次に定県第 92 号、第 99 号議案についてですが、両議案はいずれも、都市再生特別措置法の改正にともない、条例の改正を行うものです。この法は国際競争力強化、都市機能の中心部への誘導を目的に、土地の高度利用を促し、市街化再開発を促進するものです。この条例を活用するためには市町村が立地適正化計画を策定し、特定用途誘導地区を都市計画決定

することが前提になっていますが、県所管域では策定をしているところはなく、規制緩和による大型の市街地再開発計画を進める街づくりが必要だとは思えません。

また、請願第 52 号「中学校給食を県内に広げるため県の補助制度創設について請願」は県民の切実な要望です。中学校給食の実施率が全国一低い本県にあって、このたび神奈川県市長会からも「中学校給食導入促進事業補助制度の創設について」県に新規で要望が出されています。「県のたより」8月号にも子どもの貧困の現状として「学校給食だけが食事の楽しみ」という言葉が紹介されています。財政的にも市町村を支援して切実な声に応えて採択するべきと考えます。他の請願も県民の願いに応え、採択すべきです。

以上、主な理由を述べ定県第 89 号、91 号、92 号、93 号、99 号、100 号、105 号議案に反対するとともに、請願第 27 号第 51 号、第 52 号、第 53 号の 1 – 3 を採択すべきと主張し、所管常任委員会の審査結果に反対する討論といったします。